

# 事業承継税制の活用をご検討ください

贈与・相続(承継)時に贈与税・相続税の負担をすることなく、  
自社株等を承継することが可能です

## 法人版事業承継税制の特例措置のポイント

### 1 承継時の贈与税・相続税を負担することなく 自社株を承継することが可能に

特例承継計画を提出することで、

自社株の贈与税、相続税の承継時の納税を**全額猶予**

一定の要件を満たせば、猶予税額は**免除**

### 2 親族外も含む複数の株主から 後継者(最大3人)への承継が対象

親族外を含むすべての株主から、

代表者である**後継者(最大3人)**への贈与・相続が対象

### 3 特例承継計画の提出が必要

後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継までの経営見通し等を記載  
(国が認定した税理士等の士業、金融機関、商工会議所等の指導、  
助言が必要)

※特例承継計画の提出期限は**2024年3月31日**まで

**2018年1月1日から2027年12月31日**までの贈与・相続が対象

#### <事業者からの声>



(先代経営者)

税負担のことを考えると事業承継に踏み切れませんでした。

そうした中、この税制の存在を知り、事業承継の話題を家族と話すようになりました。

息子も当初、税負担を懸念して承継することに悩んでいましたが、この税制を活用し、円滑に承継することができました。

# 個人版事業承継税制のポイント

## 1 承継時の贈与税・相続税を負担することなく 特定事業用資産を承継することが可能に

個人事業承継計画を提出することで、

特定事業用資産の贈与税、相続税の承継時の納税を**全額猶予**  
一定の要件を満たせば、猶予税額は**免除**

## 2 多様な事業用資産が対象

多様な事業用資産に係る贈与税、相続税が対象

① 宅地等(400㎡まで)

② 建物(床面積800㎡まで)

③ ②以外の減価償却資産で次のもの

・固定資産税の課税対象とされているもの

・自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの

・その他一定のもの

(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、  
特許権等の無形固定資産) 等

## 3 個人事業承継計画の提出が必要

後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継までの経営見通し等を記載  
(国が認定した税理士等の士業、金融機関、商工会議所等の指導、  
助言が必要)

※個人事業承継計画の提出期限は**2024年3月31日**まで

**2019年1月1日から2028年12月31日**のまでの贈与・相続が対象

## 4 小規模宅地等の特例との選択適用

詳細については下記からご参照ください

○中小企業庁HP

【法人版の特例措置は[こちら](#)】



【法人版の問合せ先は[こちら](#)】



【個人版は[こちら](#)】



【個人版の問合せ先は[こちら](#)】

